

審 議 事 項

委託手数料弾力化等について

委託手数料弾力化等にかかる制度改革の趣旨

新制度の考え方と内容

今後のスケジュール

(参考)

東京都中央卸売市場における卸売業者の状況について

- 1 取扱数量等の推移
- 2 経営状況の推移
- 3 総売上高等の推移
- 4 営業収支内訳

委託手数料弾力化等について

委託手数料弾力化等にかかる制度改正の趣旨

1 現行の委託手数料制度

(1) 委託手数料制度の概要

委託手数料とは、卸売業者が出荷者から販売委託を受けた物品について、仲卸業者や売買参加者等に販売した場合に出荷者から受け取る手数料で、販売額に一定料率を乗じて算定する。

卸売業者は、委託手数料以外の報酬の收受を禁止されている。
(卸売市場法第41条、中央卸売市場条例第68条)

国からの通達に基づき、全国一律の委託手数料率が定められている。

都では、中央卸売市場条例で下記の定率以内と定め(条例第82条)、規則において同一定率が定められている。(規則第63条)

取扱品目	定率
生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の5.5
野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
果実及びその加工品	100分の7
つけ物	100分の8
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	100分の1.5
肉類(鳥肉を除く。)	100分の3.5
肉類の加工品	100分の1.5
規則で定めるその他の食料品(右欄に掲げるものを除く。)	100分の5
花き	100分の9.5

(2) 奨励金制度の概要

出荷奨励金とは、卸売業者が、生鮮食料品等の安定した供給の確保を図るため、出荷者や出荷者団体に対して交付している奨励金である。

完納奨励金とは、卸売業者が、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者や売買参加者に対して交付している奨励金である。

両奨励金とも、国からの通達に基づき、開設者の承認制で運用されている。

都では、条例で奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない(第84条、第87条)と定め、承認要綱等で交付限度額や交付率を定めている。

2 卸売市場法改正(平成16年)の趣旨と都の対応

(1) 卸売市場法改正の趣旨

規制の緩和、市場の再編整備等により市場機能の強化を図り、「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換を図る。

卸売委託手数料についても弾力化し、卸売業者が、提供する機能・サービスに応じて手数料率を設定することも可能とする。

国の関与は廃止するが、開設者は一定の関与をすべきであるとして、具体的にどのような制度にするかは、5年の経過措置期間中に開設者が国の示した次の4つの例をもとに定める。

- ア 卸売業者の届出制とする場合
- イ 開設者が上限を定めた上で届出制とする場合
- ウ 開設者が上限を定めた上で承認制とする場合
- エ 開設者が料率を定める場合

奨励金についても国は関与を廃止し、開設者が定める。

(2) 都の対応

都は平成21年4月までに新制度を構築し、中央卸売市場条例の改正等所要の改正手続きを行う必要がある。

新制度の考え方と内容

1 手数料弾力化等にかかる都の考え方

規制緩和により卸売市場の活性化を図るとともに、卸売業者の健全な経営を確保し、新制度の安定的な運用を図ることにより、市場機能を強化する。

(1) 委託手数料については事前届出制により市場の活性化を図る。

卸売業者が機能・サービス等取引実態に応じて自らの判断で、自由に料率を設定できる制度とすることにより、卸売業者の創意工夫を可能とし、市場の活性化を図る。

(2) 卸売業者の健全な経営を確保する。

新制度のもとで、卸売業者の健全な経営を確保するため、卸売業者と都の双方が経営状況を確認しながら手数料率を設定できるようにするとともに、万一、手数料率設定の影響によって経営が悪化した場合に開設者が是正できる仕組みを設ける。

(3) 新制度の安定的な運用を図る。

円滑に新制度へ移行し、出荷者が安心して卸売市場へ生鮮食料品等を販売委託できる仕組みを整備する。

(4) 効率的な市場への出荷や卸売代金の確実な決済を促進し、市場機能を強化するため、現在の奨励金制度を維持する。

出荷奨励金制度は、市場への安定供給やコスト削減等、市場機能強化を確保するため、今後とも都が統一的な基準を設けて、関与する承認制度を維持していく。

完納奨励金制度は、出荷者への代金決済を早期にかつ確実に行うことにより安定的な出荷を確保する機能を有しており、今後とも、都の関与のもとに制度を運営して、生鮮食料品等の安定した供給を確保していくため、承認制度を継続する。

2 委託手数料制度の内容

(1) 卸売業者の事前届出制による手数料の設定

中央卸売市場条例を改正し、委託手数料については卸売業者が委託手数料率を設定し、施行前にその内容を開設者へ届け出るものとする。

(2) 卸売業者の健全な経営を確保するための方策

届出時における調査

- ア 届出時に3年間の事業計画を策定の上、決算書類等とともに提出させ、必要な事前調査を行う。
- イ 手数料率の届出に際し、事前に料率設定の根拠等を調査することで、適切な料率設定を図る趣旨である。
都は提出された事業計画と決算書類等及び卸売業者の説明から、卸売業者の財務の健全性を調査し、その妥当性を確認する。
- ウ 卸売業者の財務の健全性や卸売業務の適正かつ健全な運営が明らかに損なわれる場合は、届出を受理しない。
- エ 健全経営が損なわれると懸念される場合、不明な点について資料や説明を求めることにより、十分な確認を行う。

財務調査会(仮称)の設置

- ア 料率を変更する場合は(変更命令時を含む) 専門家による財務調査会(仮称)で調査する。
- イ 料率を変更する場合は、卸売業者の経営に対する影響が大きいことから、卸売業者が変更に際して提出する事前説明資料について、専門的な見地からの検討を行う趣旨である。
- ウ 調査会は、公認会計士等の企業会計の専門家その他、企業経営に専門的知識を有する学識経験者で構成する。

開設者による料率の変更命令権を規定

届出後に、次の事由が生じたときには都が卸売業者に料率の変更を命ずることができることを条例で定める。

- ア 委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき
- イ 卸売業者の財務の健全性を損なう恐れがあると認めるとき
- ウ その他不適切と認めるとき

(3) 新制度を安定的に運用するための方策

料率の設定について取扱品目別とする

- ア 料率の細分化等による混乱等を防止するため、現行の取扱品目（生鮮水産物、野菜、果実、肉類、花き等）別手数料とする。
- イ 料率の設定にあたっては、品名別や種類別等、様々な分類が可能だが、細分化や不明確な分類によって出荷者の混乱や煩雑さを招かぬよう配慮し、安定的な制度運用を図る趣旨である。

料率届出にかかる再変更制限期間の設置

- ア 料率の届出にあたっては、最低2年間は再変更できないものとする。
- イ 新たな料率を届け出る場合、卸売業者及び開設者双方が既存の料率に基づく直近の決算状況を分析した上で新料率について判断する趣旨である。

再変更制限期間について制度発足時の特例

- ア 発足時の制度安定を図るため、制度発足時の特例として、最低3年間は再変更できないものとする。
- イ 新制度では、届出料率に基づく3年間の事業計画の提出等を新たに義務付けた事前調査を行うが、制度発足当初においては、卸売業者及び開設者双方が、新たに導入される事業計画策定の有効性や達成見通しを2年間の決算及び3年目の状況から確認する必要があるため、平成21年4月から適用される料率については、制度発足時の特例として最低3年間は再変更できないものとする。次回の料率変更可能時期は平成24年度以降とする。

ウ なお、築地市場の卸売業者については、新市場移転を平成24年度に控え、移転準備経費の支出等、通常と異なる決算状況が想定される点を考慮して、この特例を5年とする。

ただし、卸売業者が、今後の経営見込みから、5年間の再変更制限は不要と判断し、同一部類の卸売業者が一致して申し出た場合は、他市場と同様、3年間の特例を適用する。

(4) その他

手続き期間

新料率の適用時期は4月1日からとし、届出は年1回、事前調査は、その6～7ヶ月前とする。

なお、平成21年4月以降に料率を変更しない場合は届出を必要としない。

周知の徹底

各卸売業者が異なる手数料率を設定することが可能になるため、全ての出荷者に料率が事前にわかるよう、卸売業者が事前に卸売場・事務所等に掲示して周知するほか、都はホームページに卸売業者各社の料率を掲載し周知の徹底を図る。

(5) 制度改正後の業務運営

都による業務・財務指導の強化

手数料率弾力化後も卸売業者の健全な経営に配慮するため、卸売業者検査（財務指導）や巡回指導（業務指導）を強化し、経営状況の正確な把握に努める。

手続違反時の監督処分

条例、規則等に定める手数料関係規定に違反した場合、必要な監督処分を行うことにより、制度遵守の徹底を図る。

3 奨励金制度の内容

(1) 承認制による出荷奨励金制度の維持

出荷奨励金は、現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき都が承認するものとする。

出荷奨励金は、共同選果・共同販売や大量計画出荷を行うなど、生鮮食料品の安定供給のために協力する出荷者又は出荷団体に支出し、市場取引合理化や効率化の促進を図っている。

今後とも、物流効率化によるコスト削減や品質管理の向上など、市場機能強化に向けた取り組みに協力する出荷者に支出するなど、承認制のもとで本制度を活用して市場機能の強化を図り、生鮮食料品等の安定した供給を確保していく。

(2) 承認制による完納奨励金制度の維持

完納奨励金は、現行どおり、卸売業者の事前申請に基づき都が承認するものとする。

市場への安定的な出荷を確保するためには市場から出荷者に対する代金決済を早期にかつ確実に行う必要がある。このため、卸売業者は、仲卸業者・売買参加者が一定の期限内に代金を支払ったときは完納奨励金を交付して市場内での代金回収が確実に進むよう努めている。

今後とも、卸売業者と仲卸業者・売買参加者が統一したルールにより代金決済を確実に行えるよう、承認制のもとで本制度を運営して、出荷者への確実な代金決済機能を維持し、生鮮食料品等の安定した供給を確保していく。

今後のスケジュール

- 1 平成20年4月上旬 運営協議会（条例改正案の諮問・答申）
- 2 6月（二定）中央卸売市場条例改正
- 3 7月～ 農林水産省への認可申請
- 4 平成21年4月 条例施行